



令和6年1月10日

東京都知事 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 新美 育文



東京都情報公開条例第39条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年10月30日付5福祉子保第1417号により、当審議会に対して諮問された「児童福祉法による保育士資格の登録に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

「児童福祉法による保育士資格の登録に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「児童福祉法による保育士資格の登録に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、児童福祉法による保育士資格の登録に関する事務については、特定個人情報ファイルの取扱いの開始時期も未定であり、現時点で未確定の事項があることは首肯できる。その上で、現時点で把握している情報を基に個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じることができるよう準備が進められているものと認められる。

引き続き準備を進めていく上で、なお留意が必要な事項等について、次のとおり意見する。

1 委託等の取扱いについて

(1) 国家資格等情報連携・活用システムについては、デジタル庁がシステム運用環境に係るシステムの運用保守業務委託を行い、都道府県は資格管理者としてそのシステムを利用する立場とのことである。当該事務については情報セキュリティに係る全国的な水準の確保と効率的な事務の実施が要請されており、全ての都道府県が同一のシステムを利用し、デジタル庁が当該システムを管理する立場として一括して運用保守業務を委託する必要性は高いと考えられる。一方、委託は情報の漏えい等のリスクが高まる要素でもあることを踏まえ、都としてもシステム利用者の立場からシステム運用保守の状況等を把握することが必要である。

委託先など現時点で未確定の事項があることは首肯できるが、特定個人情報ファイルの取扱いの開始までには連絡体制や安全管理措置などに

ついて不明瞭な点がないよう、こども家庭庁、厚生労働省及びデジタル庁と意見交換を行うなど、必要な情報が入手できる体制を整えるよう努めること。

- (2) 保育士の登録に関する事務の委託についても、全国的な事務の水準の確保と効率的な事務の実施が要請されており、全ての都道府県が同一の者に事務を委託する必要性は高いと考えられる。一方、委託はリスクが高まる要素でもあることを踏まえ、都としても委託者の立場から受託者（委託先）の状況を把握し、委託者としてできる限りの管理監督を行うことが必要である。

現状において、委託先及び再委託先から必要な報告がなされているなど、現行の契約について管理監督の現状は適正であることが確認できた。現行の管理監督の水準を維持しつつ、特定個人情報ファイルの取扱いの開始後に必要となる事項を追加するなど、次年度以降の契約内容に不足等が発生することのないよう、関係各所と入念な調整に努めること。

- (3) 特定個人情報に係る文書の保管については、新たに委託を検討しているとのことだが、受託者において都が果たすべき安全管理措置と同様の措置が講じられていることを適切に確認できるよう、類似の業務における仕様書やその運用を検証し、効果的な管理手法の構築に努めること。

2 紙媒体の取扱い及び保管について

当該事務については、一定量の特定個人情報を紙媒体で取り扱うことが見込まれている。紙媒体の取扱いは、紛失・漏えい等を引き起こす可能性が高いプロセスであることから、受託者に厳格な運用管理を求めるとともに、都職員による保管状況の確認等、効果的な管理手法の構築に努めること。

3 特定個人情報ファイルの取扱いの開始までの準備について

特定個人情報ファイルの取扱いの開始時期は未定であり、国家資格等情報連携・活用システムの利用に関するルールの詳細等、現時点で未確定の事項があることは首肯できる。

特定個人情報ファイルの取扱いの開始までには具体的な手順や体制について不明瞭な点がないよう整備し、マニュアル等を適切に作成して都職員及び受託者へ周知徹底するなど、万全の体制を整えること。

4 評価書等の点検・整備・活用について

現時点で未確定の事項について、評価書においてその旨記載されている

ことは首肯できる。今後、記載すべき事項が確定したことを把握した場合は、評価書を速やかに修正・公表し、特定個人情報の取扱いについての透明性を高め、都民の信頼を確保するよう努めること。

また、上記3で作成したマニュアル等や根拠資料として提出された関係規程等についても、定期的な点検・整備を継続すること。特に、国家資格等情報連携・活用システムについては、こども家庭庁、厚生労働省及びデジタル庁に対して今後も積極的に情報提供を求めるほか、同システムを利用する他の部署とも連携し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
令和5年10月30日	諮問
令和5年11月22日、29日及び12月5日	本評価書案概要説明・審議 (第73回特定個人情報保護評価部会)
令和5年12月20日	審議(第74回特定個人情報保護評価部会)
令和6年1月10日	「児童福祉法による保育士資格の登録に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、西貝 吉晃